

福岡県公報

平成18年2月22日
第2499号

目次

告示 (第341号—第357号の2)

○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) 1
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課) 1
○公有水面埋立ての免許の出願	(漁港課) 1
○公共測量の実施	(土木管理課) 4
○公共測量の実施	(土木管理課) 4
○公共測量の実施	(土木管理課) 4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 5
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課) 5
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課) 6
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(監査保護課) 7
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課) 7
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○市の町の区域の変更	(地方課) 8
○土地改良事業の協議の適否決定	(農地計画課) 10
○家畜伝染病の発生	(畜産課) 10
監査委員	
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) 10

再掲

○市の町の区域の設定

(地方課) 14

正誤

○目次 (平成十五年四月十六日福岡県公報第二千八十六号) 中正誤 15

告示

福岡県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
耳納山麓土地改良区	18・2・9

福岡県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字落合及び大字樹田 (樹田落合地区・落合下換地区)	平成18年2月13日

福岡県告示第343号

公有水面埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、その事件の要領を次のように告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を、平成18年2月22日から同年3月15日までの間、福岡県水産林

務部漁港課及び行橋市商工水産課において公衆の縦覧に供する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 出願人

行橋市

行橋市中央1丁目1番1号

(2) 代表者

行橋市長 八並 康一

行橋市西泉3丁目4番5号

2 埋立区域

(1) 位置

ア A区

福岡県行橋市大字沓尾字沖浦273番地先から行橋市大字沓尾字沖浦523番地先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

イ B区

福岡県行橋市大字沓尾字沖浦523番地先から行橋市大字沓尾字四十塚（筆界未定168番地3、169番地2、170番地3、528番地3及び529番地）先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

(2) 区域

ア A区

次の①の地点から156度30分20秒67.100メートルの地点を中心とする半径67.100メートルの円で②の地点と③の地点を結ぶ北側の円弧、②の地点から⑤の地点までを順次結んだ線、⑤の地点から206度59分37秒67.100メートルの地点を中心とする半径67.100メートルの円で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ北東側の円弧、⑥の地点と⑨の地点までを順次結んだ線、⑨の地点から219度27分35秒169.119メートルの地点を中心とする半径169.119メートルの円で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ南東側の円弧、⑩の地点から22の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と22の地点を結ぶ春秋分の満潮位(D.L.+4.00メートル)における公有水面と陸地と

の境界線により囲まれた区域

①の地点 行橋市大字沓尾字兵庫山319沓尾四等三角点（北緯33度43分34.715秒、東経131度01分08.470秒、標高82.0メートル。以下A地点という）から42度11分29秒、315.112メートルの地点

②の地点 ①の地点から84度32分26秒、41.549メートルの地点

③の地点 ②の地点から19度51分27秒、8.661メートルの地点

④の地点 ③の地点から109度46分55秒、16.800メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から199度36分08秒、8.662メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から123度16分15秒、14.668メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から128度02分04秒、10.658メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から129度17分49秒、60.001メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から124度45分14秒、17.718メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から130度33分20秒、25.751メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から228度08分33秒、10.745メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から312度04分35秒、24.164メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から297度02分44秒、15.408メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から296度55分27秒、14.123メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から299度20分18秒、6.451メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から299度56分58秒、30.068メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から299度51分16秒、19.267メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から292度26分38秒、13.199メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から293度34分48秒、12.307メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から290度29分57秒、5.311メートルの地点

㉑の地点 ㉐の地点から291度57分41秒、3.460メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から291度22分48秒、22.214メートルの地点

イ B区

次の①の地点から②の地点を結んだ線、②の地点から86度06分25秒46.866メートルの地点を中心とする半径46.866メートルの円で②の地点と③の地点を結ぶ西侧の円弧、③の地点から208度53分45秒67.951メートルの地点を中心とする半径

67.951メートルの内で③の地点と④の地点を結ぶ北東側の円弧、④の地点から234度58分56秒69.582メートルの地点を中心とする半径69.582メートルの内で④の地点と⑤の地点を結ぶ北東側の円弧、⑤の地点から83度11分53秒92.490メートルの地点を中心とする半径92.490メートルの内で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ西側の円弧、⑥の地点と⑨の地点までを順次結んだ線、⑨の地点から68度45分32秒149.289メートルの地点を中心とする半径149.289メートルの内で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ北西側の円弧、⑩の地点から234度16分18秒107.100メートルの地点を中心とする半径107.100メートルの内で⑩の地点と⑪の地点を結ぶ北東側の円弧、⑪の地点から⑯の地点までを順次結ぶ線及び⑯の地点と①の地点を結ぶ春秋分の満潮位(D.L.+4.00メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 A地点から82度12分13秒、402.076メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から80度43分39秒、15.180メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から147度23分48秒、45.026メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から132度11分20秒、31.244メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から157度50分52秒、30.986メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から168度23分41秒、15.490メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から72度12分18秒、6.711メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から161度38分13秒、16.652メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から251度04分40秒、6.658メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から151度28分38秒、37.844メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から154度13分52秒、37.043メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から273度41分48秒、7.786メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から141度25分21秒、12.820メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から169度56分06秒、6.300メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から204度46分37秒、4.300メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から183度25分27秒、11.720メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から153度47分18秒、7.249メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から229度21分00秒、11.886メートルの地点

- ⑲の地点 ⑯の地点から353度05分40秒、16.576メートルの地点
- ⑳の地点 ⑯の地点から359度20分15秒、15.132メートルの地点
- ㉑の地点 ㉐の地点から303度33分51秒、9.216メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から330度14分29秒、10.974メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から331度07分17秒、3.667メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から357度50分40秒、5.929メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から345度55分49秒、9.153メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から331度53分51秒、11.901メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から337度09分58秒、11.037メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から336度38分50秒、9.266メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から336度27分36秒、9.805メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から343度42分33秒、17.792メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から342度19分43秒、7.712メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から341度26分25秒、19.624メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から341度35分41秒、11.025メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から319度46分50秒、9.198メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から288度44分36秒、13.158メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から292度10分35秒、16.913メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から324度12分30秒、17.931メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から325度27分06秒、12.111メートルの地点

(3) 面積

A区	3,330.22m ²
B区	4,207.97m ²
合計	7,538.19m ²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

行橋市大字沓尾字沖浦273番地先から行橋市大字沓尾字四十塚（筆界未定168番地3、169番地2、170番地3、528番地3及び529番）先に至る公有水面（沓尾漁港区域内）

(2) 区域

次の(A)の地点と(J)の地点までを順次直線で結んだ線、及び(J)の地点と(A)の地点を結ぶ線で囲まれた区域

- (A)の地点 (A)の地点から355度52分05秒、615. 767メートルの地点
- (B)の地点 (A)の地点から65度31分26秒99.999メートルの地点
- (C)の地点 (B)の地点から135度21分08秒、241. 663メートルの地点
- (D)の地点 (C)の地点から156度18分08秒、311.251メートルの地点
- (E)の地点 (D)の地点から254度29分27秒、78.674メートルの地点
- (F)の地点 (E)の地点から339度33分09秒、170.488メートルの地点
- (G)の地点 (F)の地点から285度59分27秒、19.221メートルの地点
- (H)の地点 (G)の地点から331度47分25秒、103.535メートルの地点
- (I)の地点 (H)の地点から350度06分15秒、55.494メートルの地点
- (J)の地点 (I)の地点から302度18分41秒、180.490メートルの地点

(3) 面積

43,396.16m²

4 埋立地の用途

漁港施設用地（臨港道路） 7,538.19m²

5 出願年月日

平成18年1月18日

福岡県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成18年2月10日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成18年2月10日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字朽網	平成18年2月15日から 平成18年3月30日まで

福岡県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月15日農林水産省告示第440号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生311	医療法人おおつぼ皮ふ科クリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原字中ノ原194-3	18・1・1
福津生35	しば田クリニック	福津市中央3丁目9-1	18・1・1
像生114	医療法人ふじい眼科クリニック	宗像市くりえいと2丁目3-44	18・1・1

古生47	医療法人おおつか小児科アレルギー科クリニック	古賀市舞の里3丁目15-17	18・1・1
大野生108	医療法人ゆう心と体のクリニック	大野城市白木原1丁目7-5 Jクリスタルビル3F	18・1・1
春生130	医療法人やよい会かわらだクリニック	春日市惣利1丁目82-1	18・1・1
筑紫生130	帆足医院	筑紫野市二日市西1丁目8-11	18・1・1
前生53	医療法人友田外科医院	前原市浦志2丁目1-37	18・1・1
久生643	熊谷医院	久留米市田主丸町田主丸704-6	18・1・1
久生644	医療法人真和会たがみ医院	久留米市青峰2丁目25-3	18・1・1
女生144	山口医院	八女郡星野村12038	17・12・27
山生158	医療法人東山康生会東山クリニック	山門郡瀬高町大字長田4812-2	18・1・1
柳生115	森田皮膚科医院	柳川市三橋町藤吉475-12	18・1・1
大生418	大牟田アイクリニック	大牟田市不知火町1丁目1-11 奥園ビル2F	17・12・31
嘉生234	医療法人きはら内科消化器科医院	嘉穂郡桂川町大字土師赤水2199-11	18・1・1
田地生155	医療法人養生会宮城内科胃腸科医院	田川郡添田町大字添田1013-1	18・1・1
京生119	医療法人のぐちクリニック	京都郡豊津町大字惣社字前田696-1	18・1・1
豊生79	医療法人こが内科	豊前市大字三楽140-2	18・1・1
行生125	新田原耳鼻咽喉科クリニック	行橋市大字道場寺1464-2	18・2・1
像生歯61	いりえ歯科クリニック	宗像市河東1122	18・1・1
小生歯41	かなざわ歯科クリニック	小郡市大板井391-4	18・2・1
田川生歯113	医療法人すみれクリニック	田川郡糸田町字松ヶ迫4003-14	18・1・1
粕生歯115	タカラ薬局桜丘	糟屋郡志免町桜丘2丁目10-1	18・2・1

大野生薬59	さかきばら薬局下大利駅前店	大野城市下大利2丁目19-19	18・1・1
大野生薬58	おの薬局白木原店	大野城市白木原1丁目14-28-101	17・12・1
久生薬201	せんどうじ薬局	久留米市善導寺町飯田906-2	18・1・1
久生薬200	ちくほう薬局	久留米市大善寺町夜明1304	18・1・1
朝生薬15	そうごう薬局筑前新町店	朝倉郡筑前町新町327-5	18・2・1
久生訪15	訪問看護ステーションコムスン久留米	久留米市小頭町10-1佐野ビル1F	18・1・1
久生訪14	訪問看護ステーションコムスン田主丸	久留米市田主丸町殖木797-1池尻店舗中号	18・1・1
大生訪13	株式会社コムスン訪問看護ステーション大牟田	大牟田市大字宮崎1829-4貸事務所(戸建)	17・12・1
京生訪7	医療法人のぐちクリニック訪問看護ステーション	京都府豊津町大字惣社字前田696-1	18・2・1

福岡県告示第349号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
柏生231	おおつぼ皮ふ科クリニック	糟屋郡柏原町大字仲原字中ノ原194-3	17・12・31
像生102	ふじい眼科クリニック	宗像市くりえいと2丁目3-44	17・12・31
古生35	おおつか小児科アレルギー科クリニック	古賀市舞の里3丁目15-17	17・12・31
大野生99	ゆう心と体のクリニック	大野城市白木原1丁目7-5Jクリスタルビル3F	17・12・31
春生116	かわらだクリニック	春日市惣社1丁目82-1	17・12・31

筑紫生5	朔産婦人科医院	筑紫野市二日市中央2丁目5-20	18・1・1
筑紫生120	帆足医院	筑紫野市二日市西1丁目8-11	17・12・31
前生31	友田外科医院	前原市浦志2丁目1-37	17・12・31
久生429	たがみ医院	久留米市青峰2丁目25番3号	17・12・31
久生586	内科小児科放射線科熊谷医院	久留米市田主丸町田主丸704-6	17・12・31
女生31	山口医院	八女郡星野村12038	17・12・26
山生148	東山クリニック	山門郡瀬高町大字長田4812-2	17・12・31
柳生92	森田皮膚科医院	柳川市三橋町藤吉475-12	17・12・31
大生406	ひとみクリニック	大牟田市不知火町1丁目1-11奥園ビル2F	17・12・30
嘉生220	きはら内科消化器科医院	嘉穂郡桂川町大字土師赤水2199-11	17・12・31
嘉生232	野見山医院	嘉穂郡稻築町大字平973	17・12・31
田地生67	宮城内科胃腸科医院	田川郡添田町大字添田1013-1	17・12・31
飯生245	古野耳鼻咽喉科医院	飯塚市吉原町6-1 i. town 4F	17・12・24
京生111	のぐちクリニック	京都府豊津町大字惣社字前田696-1	17・12・31
豊生76	こが内科	豊前市大字三楽142番地	17・12・31
像生歯41	入江歯科医院	宗像市河東1122	17・12・31
田川生歯108	すみれクリニック	田川郡糸田町字松ヶ迫4003-14	17・12・31
京生歯49	大門歯科医院	築上郡築上町大字伝法寺401-1	12・8・1
大野生48	おの薬局	大野城市白木原1丁目14-28-101	17・11・30
久生薬68	ちくほう薬局	久留米市大善寺町夜明1304	17・12・31
飯生薬117	タイヨー薬局 i タウン店	飯塚市吉原町6-1	17・12・31
遠生薬8	梅の木中央薬局	遠賀郡水巻町梅ノ木団地41-5	17・12・31

行生訪10	行橋中央訪問看護ステーション	行橋市西宮市5丁目5-42	17・12・31
-------	----------------	---------------	----------

福岡県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻 生 渡

名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
八女生96	医療法人熊谷医院	医療法人ごんどう内科クリニック	八女市大字山内584-1	17・12・12
久生384	医療法人黒木整形外科医院	医療法人ぜんどうじ整形外科	久留米市善導寺町飯田908-2	17・11・1
嘉生葉38	弘和穂波薬局	セイコー薬局忠隈店	嘉穂郡穂波町大字忠隈367-1	17・12・1

福岡県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
久生マ13	小田純治	久留米市大善寺南2丁目2-7	18・2・1
大生柔43	石橋秀（整骨院和み）	大牟田市新栄町18-9	18・1・23
筑生柔16	村上将三（村上整骨院）	筑後市大字下北島291-1	17・12・1

福岡県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定

に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
久生柔58	ひさとみ整骨院	天我整骨院	久留米市西町1151-5 区画整理41-1-3	18・1・11

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
久生柔58	天我整骨院	久留米市日吉町15-10	久留米市西町1151-5 区画整理41-1-3	18・1・11
筑紫生柔13	とだか整骨院	筑紫野市桜台2丁目22-17 1F	筑紫野市二日市南2丁目13-12 1F	18・2・1

福岡県告示第353号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人N P O フラップ・プライドフットボールクラブ

（変更後）特定非営利活動法人フラップ・プライドフットボールクラブ

(2) 代表者の氏名

石川 善啓

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区中貫一丁目11番51号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対して、サッカーを始めとしたスポーツの普及と振興をはかる事業を行い、青少年の健全育成に寄与するとともに地域コミュニティの活性と心豊かな社会の創造を目的とする。

福岡県告示第354号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ル・バトー

(2) 代表者の氏名

田町 菜穂子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市北野町中3298番2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の子育て環境を改善していくとともに、男女ともに社会活動が活発に行っていけるように、地域の人材発掘、システム、ネットワークづくり、およびそれに関連した情報発信を積極的に行っていくことで、地域社会における公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第355号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 まちづくりネットワークちくご

(2) 代表者の氏名

鶴 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市大字志28番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「ちくご」をはじめその周辺地域において特定非営利活動促進法第2条別表に掲げられた1号から16号の活動を障害者・高齢者等すべての住民が安心して生活できる地域社会を実現するために、「ちくご」のまちづくりに関する事業として行なうとともに、17号による市内外の諸団体、市民、行政及び企業との幅広いネットワークの構築を行ない、もって、「ちくご」における市民生活の向上とその福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、筑穂町長から筑穂町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、内野地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字内野字揚原田に編入する。

大字	字	地番
内野	揚原田	17の1部、18の1部、24の2の1部、4045の1部、6032の1部、6033の1部

2 次の区域を大字内野字揚原田に編入する。

大字	字	地番
内野	返梅	13の1から13の3までの各一部、14の1の1部、15、6035
	原田	40の1、41の1の1部、42の1の1部
		4069の1の1部

3 次の区域を大字内野字原田に編入する。

大字	字	地番
内野	返梅	14の1の1部
	揚原田	4045の1部、6026の1部、6033の1部
		4069の1の1部

4 次の区域を大字内野字向田に編入する。

大字	字	地番
内野	赤堀	216の1部、219の1部
	北川	654の1の1部、654の2の1部、657の1部、6130の1部
		6002の1部

5 次の区域を大字内野字赤堀に編入する。

大字	字	地番
内野	向田	222の1部、223の1部、224、225の1、226、227の1の1部、227の3、227の4の1部、228の1部、234の1部、235の1部、253の17の1部、4080の1部、4513、6063の1部、6065の1部、6066

6 次の区域を大字内野字錦町に編入する。

大字	字	地番
内野	向田	239の1の1部、240の1部、241の1部、4078の1部
	土取	839の1の1部、840の1の1部、6143の1部、6148の1部
	石原	841の1、841の4、842の1、842の3の1部、847、848
	幸情前	3667の1、3667の3
		4087の1部、6002の1部、6126の1部、6129の1部

7 次の区域を大字内野字北川に編入する。

大字	字	地番
内野	向田	243の1部、246から248までの各一部、250の2の1部、4077の1部
		6002の1部

8 次の区域を大字内野字幸情に編入する。

大字	字	地番
内野	土取	831から833までの各一部、6148の1部

9 次の区域を大字内野字土取に編入する。

大字	字	地番
内野	太郎丸	663の2、663の5、713の3、714、715の1、4104の1部、6147
	石原	842の3の1部、843の2、844、845の1、4100
	錦町	872の1の1部
		4087の1部、4107、6144

10 次の区域を大字内野字幸情前に編入する。

大字	字	地番
内野	小深田	3761の1の1部

11 次の区域を大字内野字上町裏に編入する。

大字	字	地番
内野	宮ノ下	3065の1の一部
		4234の一部

12 次の区域を大字内野字宮ノ下に編入する。

大字	字	地番
内野	上町裏	3072、3074、3078の一部
		4234の一部

福岡県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成18年2月7日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
嘉穂町	農業用ため池整備事業 (平迫地区)	土地改良事業計画書の写し	平成18年2月22日から 平成18年3月23日まで	嘉穂町役場

福岡県告示第357号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成18年2月22日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	甘木市大字福光33-3	18・2・14

監査委員

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を保健福祉部出先機関の筑紫保健福祉環境事務所等25か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年2月22日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査期間及び監査実施期間

保健福祉部の出先機関25機関に係る定期監査は、平成16年9月1日から平成17年8月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成17年10月5日から平成17年12月2日までの実日数28日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
筑紫保健福祉環境事務所	平成16年9月1日から 平成17年8月31日まで	平成17年10月12日から 平成17年10月14日まで
柏屋保健福祉環境事務所	“	平成17年11月16日から 平成17年11月18日まで
宗像保健福祉環境事務所	“	平成17年11月1日から 平成17年11月2日まで
朝倉保健福祉環境事務所	“	平成17年10月19日から 平成17年10月21日まで
糸島保健福祉環境事務所	“	平成17年10月5日から 平成17年10月7日まで
遠賀保健福祉環境事務所	“	平成17年11月9日から 平成17年11月11日まで
鞍手保健福祉環境事務所	“	平成17年10月5日から 平成17年10月7日まで
嘉穂保健福祉環境事務所	“	平成17年10月12日から 平成17年10月14日まで
田川保健福祉環境事務所	“	平成17年11月30日から 平成17年12月2日まで
久留米保健福祉環境事務所	“	平成17年11月1日から 平成17年11月2日まで
八女保健福祉環境事務所	“	平成17年11月16日から 平成17年11月18日まで
山門保健福祉環境事務所	“	平成17年10月26日から 平成17年10月28日まで
京築保健福祉環境事務所	“	平成17年10月26日から 平成17年10月28日まで
保健環境研究所	“	平成17年11月10日から 平成17年11月11日まで
中央児童相談所	“	平成17年11月24日から 平成17年11月25日まで
久留米児童相談所	“	平成17年11月24日から 平成17年11月25日まで
田川児童相談所	“	平成17年11月24日から 平成17年11月25日まで
大牟田児童相談所	“	平成17年10月20日から 平成17年10月21日まで

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡医学園	平成16年9月1日から 平成17年8月31日まで	平成17年10月20日から 平成17年10月21日まで
筑後いすみ園	"	平成17年11月4日
女性相談所	"	平成17年11月22日
精神保健福祉セントター	"	平成17年11月22日
障害者更生相談所	"	平成17年11月4日
柏屋新光園	"	平成17年11月8日から 平成17年11月9日まで
食肉衛生検査所	"	平成17年10月19日

2 監査の主眼

今回の監査は、筑紫保健福祉環境事務所等25機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費及び時間外勤務手当の執行状況、通勤手当の認定及び支給状況、収入未済の管理状況並びに生活保護費の支給状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入
保健福祉使用料、保健福祉手数料、環境手数料等の調定金額、調定期期及び収入状況
児童措置弁償金、知的障害者援助措置弁償金、生活保護費返還金等の調定及び収入並びに債権管理の状況
- (2) 支出
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費
報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
債権管理の状況
- (8) 生活保護費

生活保護費の支給状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

朝倉保健福祉環境事務所

収入において、生活保護費返還金で返還額の計算を誤ったことにより、217,245円（2件）が微取不足となっている。

田川保健福祉環境事務所

収入において、生活保護費返還金で185,289,272円が収入未済となっている。

筑紫保健福祉環境事務所

支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったことにより、55,138円（1件）が支給過となっている。

朝倉保健福祉環境事務所

支出において、生活保護費で就労収入の認定を誤ったこと等により、59,093円（3件）が支給過不足となっている。

鞍手保健福祉環境事務所

支出において、生活保護費で児童扶養手当の収入認定を誤ったこと等により、57,300円（2件）が支給過不足となっている。

糸島保健福祉環境事務所

人件費において、通勤手当で自動車利用者の認定距離を誤ったこと等により、317,814円（5件）が支給過不足となっている。

他はおむね適正に執行されていると認められた。

再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第287号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮若市長職務執行者から次のように宮若市の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年2月11日

福岡県知事 麻生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を設定する。

1 廃置分合前の鞍手郡宮田町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字磯光	磯光
大字上有木	上有木
大字上大隈	上大隈
大字倉久	倉久
大字下有木	下有木
大字四郎丸	四郎丸
大字芹田	芹田
大字鶴田	鶴田
大字長井鶴	長井鶴
大字本城	本城
大字宮田	宮田
大字龍徳	龍徳
小字は残す。	

2 廃置分合前の鞍手郡若宮町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字稻光	稻光
大字犬鳴	犬鳴
大字乙野	乙野
大字金生	金生
大字金丸	金丸
大字黒丸	黒丸
大字小伏	小伏
大字三ヶ畠	三ヶ畠
大字下	下
大字平	平
大字高野	高野
大字竹原	竹原
大字沼口	沼口
大字原田	原田
大字福丸	福丸
大字縁山畠	縁山畠
大字水原	水原
大字宮永	宮永
大字山口	山口
大字湯原	湯原
大字脇田	脇田
小字は残す。	

印

誌

15 ・ 4	発行年月日
16	
2086	公報番号
目次	種類
	同上番号
1	ペジ
○	欄 上 下
8	行
	備考
	生活排水対策重点地域の指定 [○]
	正
	生活排水対策重点地域の決定 [●]
	誤

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社山下謙一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭島弘文一
六番四
一社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)